

○善通寺市中小企業振興支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業振興の基盤となる中小企業者を支援することにより、善通寺市中小企業振興基本条例（平成25年善通寺市条例第35号）第1条に規定する「地域経済の健全な発展を推進し、もって市民生活の向上を図る」ため、善通寺市中小企業振興支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、善通寺市補助金等交付規則（平成5年善通寺市規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 次条第1項第1号から第7号に掲げる事業に係る補助の対象となる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体
- (2) 本市において事業を実施している個人又は本市において事業を実施し、本市に法人市民税に係る法人の設立等に関する申告を行っている法人
- (3) 市税等を滞納していない個人又は法人
- (4) 香川県信用保証協会の保証の対象となる事業を営む事業者。ただし、農林漁業を営む事業者はこの限りでない。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員等でないこと。

2 次条第1項第8号の事業に係る補助の対象となる事業者は、前項に掲げる要件のほか、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市に存する店舗又はその他営業の用に供される事業者の施設であって、駐車場及び物置等の用に供されていないもの（以下「店舗等」という。）
- (2) 過去5年以内に善通寺市空き店舗等活用支援に関する条例（平成15年善通寺市条例第1号）第4条第1号イに規定する補助を受けていない店舗等
- (3) 過去5年以内に次条第1項第8号の事業に係る補助を受けていない店舗等
- (4) 交付申請時において、建築後3年以上を経過し、かつ、1年以上事業を営んでいる店舗等

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 業務に関連する研修の受講及び資格の取得（以下「人材育成」という。）
- (2) 販路開拓のための自社ホームページ等の作成・変更又はインターネット(オンライン)ショップの出店・開設（以下「IT等活用」という。）
- (3) 販路開拓のための展示会等の出展（販売を主目的とした出展を除く。以下「展示会出展」という。）
- (4) 新規事業に係る販路開拓の際に要する広告宣伝（販売又は事業を開始してから3年以内のものに限る。以下「新規事業広告宣伝」という。）
- (5) デザイナーや専門家を活用したパッケージデザインの開発や改良、自社ブランドの構築（以下「デザイン等活用」という。）
- (6) 経営革新のために行う専門家の招へい又は相談、各種学校又は企業等との連携、事業承継又は6次産業化に向けた取組み等（以下「経営革新」という。）
- (7) 創業後の販路開拓の際に要する広告宣伝（創業してから1年以内の者に限る。以下「創業」という。）
- (8) 店舗等の機能の維持向上のために行う改築、修繕、模様替え及び設備改善等の工事（建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令に違反するものを除く。）であって、別表に定めるもの（以下「店舗等リフォーム」という。）

(補助対象経費及び限度額等)

第4条 補助事業の対象経費及び限度額は、次の各号に掲げる補助事業に応じ、当該各号に定める経費及び額とする。

- (1) 人材育成

人材育成に係る研修の受講料や講師謝金、資格試験（運転免許又は資格の更新を除く。）の受験料（業務との関連が認められるものに限る。）

申請1回当たり、20万円と補助事業の対象経費の2分の1（この額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）に相当する額（以下「補助対象上限額」という。）のいずれか低い額

(2) IT等活用

販路開拓を目的とした自社ホームページの新規作成又は変更に係る費用及びインターネット（オンライン）ショップの新規出店又は開設に係る費用

申請1回当たり、10万円と補助対象上限額のいずれか低い額

(3) 展示会出展

販路開拓を目的とした展示会等への出展に要する旅費、借上料等（市内での活動を除く。）

申請1回当たり、10万円（県内の活動にあっては5万円）と補助対象上限額のいずれか低い額

(4) 新規事業広告宣伝

新たに開発した技術又は製品及び新たに進出した事業分野における販路開拓の際に要する広告宣伝費等

申請1回当たり、30万円と補助対象上限額のいずれか低い額

(5) デザイン等活用

デザイナー又は専門家を活用したパッケージデザインなどの開発や改良、自社ブランドの構築に係る委託費、専門家謝金、印刷製本費等

申請1回当たり、20万円と補助対象上限額のいずれか低い額

(6) 経営革新

経営革新に係る専門家の招へい又は相談に要する各種経費、各種学校又は企業等との連携による研究費、事業承継又は6次産業化に向けた取組みに要する経費その他必要と認められるもの

申請1回当たり、30万円と補助対象上限額のいずれか低い額

(7) 創業

創業後の販路開拓の際に要する広告宣伝費等

申請1回当たり、30万円と補助対象上限額のいずれか低い額

(8) 店舗等リフォーム

前条第8号に規定する工事に要する費用（ただし、第2条第1項第2号の要件を満たす者が工事を実施した場合に限る。）

申請1回あたり、20万円又は補助対象上限額のいずれか低い額

2 年度内において、補助事業に係る申請回数は1事業者につき1回限り（事業実施期間が年度をまたぐ補助事業については、事業開始年度の申請として数える。）とする。

3 第3条に規定する補助事業のうち、国、県又は市等から同様の事由による補助金等（以下「国等補助金等」という。）の交付を受けた事業に係る補助限度額については、事業に係る支出額から国等補助金等を差し引いた額と補助対象上限額のいずれか低い額とする。

（補助対象外経費）

第5条 次に掲げる経費は、補助対象外とする。

(1) 人件費、家賃及び光熱水費

(2) 消耗品、備品、通信費及び通常の設備投資費用

(3) 企業の通常活動とみなされる経費

(4) その他公序良俗に反するなど、補助金の交付対象として不適切とみなされるもの

(5) 善通寺市民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業実施要綱の規定に基づく民間住宅支援事業補助金

(6) 店舗等の改修工事を対象に含む公的助成事業

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助事業の着手前に善通寺市中小企業振興支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第3条に規定する補助事業のうち、実施期間が年度をまたぐもの又は緊急性が認められるものについては、事業着手後の交付申請を受け付けるものとする。ただし、事業着手前にその旨を市長に報告しなければならない。

(助言)

第7条 市長は、補助金の交付の適否を決定するに当たり必要があるときは、中小企業の支援に関し識見を有する者に助言を求めることができる。

(状況の調査)

第8条 市長は、補助金の交付後5年間を目途に必要なに応じて補助事業者に事業の状況報告を求めることができる。

(予算との関連)

第9条 補助金の交付は、予算の範囲内において実施するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第55号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月24日告示第100号)

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助対象工事	
1	店舗等の維持保全及び長寿命化を目的としたもの
(1)	基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、とい、床、内壁、天井等の修繕工事
(2)	塗装工事
(3)	給排水工事
(4)	建具取替工事
(5)	ふすま又は障子の張替、畳の表替
(6)	避難設備、防火設備及び換気設備の工事
(7)	屋根を不燃材料でふき替える工事
(8)	外壁を防火構造とする等防火性能を高める工事
(9)	キッチンの改修工事
(10)	トイレの改修工事
2	環境負荷の低減(CO2削減)になることを目的としたもの
(1)	窓ガラス交換工事
(2)	自然冷媒ヒートポンプ給湯器、高効率ガス給湯器等設置工事
(3)	外窓、玄関断熱ドア取替工事
(4)	断熱工事
3	ユニバーサルデザインの推進を目的としたもの
(1)	段差解消工事
(2)	手すり設置工事
4	耐震性を高めることを目的としたもの
(1)	基礎又は土台の補強工事
(2)	柱、はり等の補強工事

備考 1から4までの全てにおいて、居住部分、庭、駐車場若しくは物置部分に係る工事又は照明器具、エアコン、温水洗浄便座機器、営業の用に供するもの等の購入若しくは単純な物品交換を除く。